

## 議案第202号

## 福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年9月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、鮮魚市場の衛生環境の整備に伴い、市場施設の使用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

## 福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第6 卸売業者売場使用料（西卸売場棟の卸売業者売場に係るものを除く。）の項中「西卸売場棟」の次に「及び突堤西卸売場棟」を加え、同項の次に次のように加える。

卸売業者売場使用料（突堤西卸売場棟の卸売業者売場に係るものに限る。）	1月1平方メートルにつき	180円
------------------------------------	--------------	------

別表第6 共同充電所使用料の項の次に次のように加える。

洗車場使用料	1月1平方メートルにつき	220円
--------	--------------	------

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。